

学校いじめ防止基本方針

2017年4月改訂
清教学園中・高等学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、どの生徒にも・どの学校にも起こりうるいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も人間として絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校としてキリスト教の教えに基づいた教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、一人ひとりの賜物を生かそうと生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、神の委託を受け、キリスト教主義を基盤とする「神なき教育は知恵ある悪魔をつくり、神ある教育は愛ある知恵に人を導く」という建学の精神、「神を愛し、人を愛し、真理を追究して知性を高める」という志を大切に、「神を信じ誠実に仕える」「真理を学び賜物を生かす」「隣人と共に平和を築く」という人間像を目指す教育を掲げている。

この理念に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒などが精神的な苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ・事故対策委員会」

(2) 構成員 校長・副校長・中高教頭・チャプレン・中高宗教主事・中高生活部長
・中高教育相談室長・中高人権啓発委員長・養護教諭

* 個々の場面に応じて、学年主任など関係の深い教職員を加える。

(3) 役割

ア. 学校いじめ防止基本方針の策定

イ. いじめの未然防止

ウ. いじめの対応

エ. 教職員の資質向上のための校内研修

オ. 年間計画の企画と実施

カ. 年間計画進捗のチェック

キ. 各取り組みの有効性の検証

ク. 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り計画している。

| | 中学1年生 | 中学2年生 | 中学3年生 | 中学校全体 |
|-----|--|---|--|---|
| 4月 | 生徒・保護者への相談窓口周知 校外オリエンテーション (友人関係の育成) 人権HR (「いじめ」「SNS・ネットモラル」関連ビデオ) | 生徒・保護者への相談窓口周知 人権HR (「障がい者」関連ビデオ) | 生徒・保護者への相談窓口周知 人権HR (「命を考える」関連ビデオ) | 「学校いじめ基本方針」のHP更新 |
| 5月 | コミュニケーションワーク | | | PTA総会にて「学校いじめ基本方針」の趣旨説明 |
| 6月 | | | | 人権啓発関連講演会 |
| 7月 | 三者懇談 (保護者との情報交換) | 三者懇談 (保護者との情報交換) | 三者懇談 (保護者との情報交換) | いじめ・事故対策委員会 |
| 10月 | 学年ガイダンス (保護者との情報共有) | 学年ガイダンス (保護者との情報共有) | 学年ガイダンス (保護者との情報共有) | いじめアンケートの実施 教職員間の授業参観 (わかる授業づくりの推進) |
| 11月 | 人権HR(「平和学習」) | 人権HR(「平和学習」) | 人権HR (「ハンセン病」講演) | |
| 12月 | 三者懇談 (保護者との情報交換) | 三者懇談 (保護者との情報交換) | 三者懇談 (保護者との情報交換) | いじめ・事故対策委員会 |
| 2月 | 人権HR (「高齢者問題」) | 人権HR(「平和学習」) | 人権HR(「部落史」) | |
| 3月 | | | | いじめ・事故対策委員会 |

| | 高校1年生 | 高校2年生 | 高校3年生 | 高等学校全体 |
|-----|--|------------------------|------------------------|----------------------------|
| 4月 | 生徒・保護者への相談窓口周知 オリエンテーション (友人関係の育成) | 生徒・保護者への相談窓口周知 | 生徒・保護者への相談窓口周知 | 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 |
| 5月 | | | | PTA総会にて「学校いじめ基本方針」の趣旨説明 |
| 6月 | 人権HR (「部落差別」関連ビデオ) | 人権HR (「民族問題」関連ビデオ) | 人権HR (「貧困問題」関連ビデオ) | |
| 7月 | 三者懇談 (保護者との情報交換) | 三者懇談 (保護者との情報交換) | 三者懇談 (保護者との情報交換) | いじめアンケートの実施 いじめ・事故対策委員会 |
| 10月 | 人権HR (「いじめ」関連ビデオ) | 人権HR (「障がい者」関連ビデオ) | 人権HR (「部落差別」関連ビデオ) | 人権啓発関連講演会 |
| 11月 | 学年ガイダンス (保護者との情報共有) | 学年ガイダンス (保護者との情報共有) | 学年ガイダンス (保護者との情報共有) | 教職員間の授業参観 (わかる授業づくりの推進) |
| 12月 | 三者懇談 (保護者との情報交換) | 三者懇談 (保護者との情報交換) | 三者懇談 (保護者との情報交換) | いじめ・事故対策委員会 |
| 2月 | 人権HR (「ハンセン病」関連ビデオ) | 人権HR (「沖縄戦」関連ビデオ) | | |
| 3月 | | | | いじめ・事故対策委員会 |

5. 取り組み状況の把握と検証 (Plan・計画, Do・実施実行, Check・検証評価, Action・改善)

いじめ・事故対策委員会は、学期末に年3回、会議を実施し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、「神を愛し、人を愛し、真理を追究して知性を高める」という志のもと、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚をはぐむ学習活動を宗教活動、各教科、特別活動等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。いじめの未然防止のために、日々の教育活動に真摯に取り組み、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる努力を惜しまない。

2. いじめの未然防止のための措置

- (1) 平素からいじめについて教職員に対して職員会議や校内研修等で共通理解を図り、生徒に対しては、合同礼拝やLHR・全校集会等で「神を信じ誠実に仕える」「真理を学び賜物を生かす」「隣人と共に平和を築く」という人間像を目指し、教育活動を行っている。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、隣人と共に平和を築き尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために、生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、日々の礼拝や宗教行事によるさまざまなメッセージ、そして特別活動や国際交流、また中学校ではコミュニケーションワークを行うことにより、人を愛し知性を高める取り組みを進めている。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、「隣人を自分のように愛しなさい」という聖書の御言葉に適うように、「神を愛し、人を愛し、真理を追求して知性を高める」教育の実現に努め、生徒とのコミュニケーションを大切に日々教育活動を行っていく。具体的には、わかりやすい授業づくりを進めるために、教師間での授業研鑽を積み重ね、生徒たちが主体的に授業参加できる環境を生み出していく。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うための指導・研修も怠らない。そして、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、特別活動や部活動では生徒の自主性を備えると同時にストレスに適切に対処できる力を育んでいく。
- (4) 自己有用観や自己肯定感を育む取り組みとして、希望進路の実現に向けて各学年で進路ガイダンスを実施し、キャリア教育も充実させていく。また、活発な部活動で自主性を養い、多くの特別活動でも生徒一人ひとりの「賜物」が生かせるプログラムを実現し、一人の人間として「生きる力」を育むことに主眼を置く。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、教室内外を問わず、また、授業時以外も含めて生徒の行動を注視し、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとする受容的態度を磨き、教職員間では情報交換と情報共有を積極的に行い、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、的確に関わりを持ち早期発見に努めることが必要である。

2. いじめ早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、二者懇談を学期ごとに原則1度は実施し、場合によってはアンケートを実施する。
中学校では、日常の観察としてデイリーノートも利用する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、三者懇談を年二回以上実施し情報交換すると共に、生徒の小さな変化や危険信号が見受けられた場合には、直ちに教職員間・保護者間で情報交換・情報共有を実施する。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備し、現在の教育相談室及びスクールカウンセラーを積極的に活用する。
- (4) 職員会議・学年会議等で、相談体制を広く周知し、いじめ・事故対策委員会で、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談室やスクールカウンセラーによるカウンセリングで得た生徒の個人情報については、適切に管理するとともに、必要に応じて管理職や学年主任、担任教諭等に報告する。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめ行為の発見・通報を受けた場合は、担任をはじめとする学年団は生活部と連携して、速やかにその事実確認に努める。その後、いじめ・事故対策委員会、管理職に報告するとともに、スクールカウンセラーとも相談し、対策を協議し、方向性を定める。いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたることで、再発防止に大切なことであることは言うまでも無い。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階から的確に関わり、被害生徒、いじめを発見・通報した生徒等を最後まで守り抜くこと、秘密を守ることも含め安全を確保する。そのため、保護者も含めて連絡・懇談を繰り返すし、日々の観察を怠らないように努める。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、学年団や生活部、いじめ対策委員会、スクールカウンセラーと情報を共有するために会議等で報告・相談を行う。
- (3) 校長（副校長）は、事実確認の結果を大阪府大学私学課に報告し、被害・加害の生徒に連絡・面談し、今後の指導の方向性や内容を連絡する。
- (4) 学校の指導により、十分な効果を上げることが困難な場合、公的機関に相談・通報し、適切な援助を求める。また、加害生徒の行為が悪質と認められた場合には、退学も含めた懲戒処分を課すこともある。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、別室にて指導をすることもある。
- (2) 状況に応じて、保護者も含めたスクールカウンセラーとのカウンセリングも利用し、多方面からの指導・助言、そして、集団への再適応を念頭に置いた支援を行う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめた生徒に対し、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢で事の重大さを認識させていじめをやめさせ、その再発を防止するために、学年団を中心に特別指導を行う。

- (2) いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的に担任・学年団は連絡を取り、情報交換・共有を行う。
- (3) いじめた生徒が抱える問題など、いじめた背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全な人格の発達に配慮するために、保護者も含めたスクールカウンセラーとのカウンセリングを勧め、多方面からの指導・助言、そして、集団への再適応を念頭に置いた支援を行う。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを傍観していたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるために、学年団を中心とした指導を行い、悪質と認められた場合には、特別指導も含めた措置を行うこともある。
- (2) 全ての生徒が、「神を愛し、人を愛し、真理を追究して知性を高める」という志の下、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、宗教活動、各教科、特別活動、総合的な学習等でのそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) メール・掲示板・ブログ・ライン等ネット上の不適切な書き込み等に対するモラルを養うために、学年集会、各教科等でその問題点を指摘し、知識を深める。
- (2) ネット上で不適切な書き込み等を発見・通報を受けた場合は、担任をはじめとする学年団は生活部と連携して、速やかにその事実確認に努める。その後、いじめ・事故対策委員会、管理職に報告するとともに、スクールカウンセラーとも相談し、対策を協議して方向性を定める。必要な場合には、警察等の公的機関とも連携する。
- (3) 情報モラル教育を進めるために、技術科や情報科を始めとして様々な授業で知識を深め、学年集会等でも積極的に推進していく。また、保護者に対しても文書や学年ガイダンスなどで、現状や問題点を認識してもらい取り組みを進めていく。

第5章 その他

1. いじめに対する認識を深めることや、わかる授業づくり推進することなどのために、定期的に校内研修を実施する。